

# 愛媛県科学技術振興会議設置要綱

## (設 置)

第1条 愛媛県における科学技術振興への総合的、多面的な取り組みを進めるため、愛媛県科学技術振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

## (任 務)

第2条 振興会議は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて知事に提言する。

- (1) 愛媛県科学技術振興指針の推進に関する事
- (2) 科学技術にかかる産学行の連携の促進に関する事
- (3) その他科学技術の振興に関する事

## (組 織)

第3条 振興会議は、委員10名以内で構成し、学識経験者、産業関係者、行政関係者及び一般県民の中から、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長等)

第4条 振興会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第5条 振興会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

## (評価専門部会)

第6条 本県試験研究機関の試験研究課題評価（外部評価）を実施するため、振興会議に評価専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

- 2 専門部会の種類及び各専門部会が実施する評価の対象試験研究機関（以下「評価対象機関」という。）は、別表第1のとおりとする。
- 3 専門部会は、委員5名以上10名以内で構成し、評価対象機関における試験研究に関する専門知識を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 第3条第2項の規定は、専門部会の委員の任期について準用する。
- 5 専門部会の委員は、厳正かつ適正な評価を実施するとともに、評価を通して知り得た個人情報、企業情報、知的財産権等に関する情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 専門部会に部会長1人を置き、委員が互選する。
- 7 部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

- 8 部会長は、必要と認める場合は、委員の了解を得て、委員以外の有識者等の参加を求め、又はこれらの者から意見書を徴することができる。
- 9 全各項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庁内連絡会)

- 第7条 振興会議を補佐し、庁内関係機関の総合的な連絡調整を図るため、庁内連絡会を設置する。
- 2 庁内連絡会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。
  - 3 会長は、第3条第1項の規定により知事の委嘱を受けた行政関係者の委員のうち、知事が指定した者をもって充てる。
  - 4 副会長は、企画振興部政策企画局長及び経済労働部産業支援局長の職にある者をもって充てる。
  - 5 会長は、庁内連絡会を代表し、会務を総理する。
  - 6 会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、又は依頼する。
  - 7 庁内連絡会の会議は、会長が招集し、議長となる。
  - 8 会長は、必要に応じ、会員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(解 散)

第8条 振興会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶 務)

第9条 振興会議の庶務は、企画振興部政策企画局総合政策課において処理する。ただし、専門部会の庶務は、委員の委嘱手続きに関するものを除き、評価対象機関の所管部において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか振興会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

専門部会	評価対象機関
衛生環境評価専門部会	衛生環境研究所
産業技術評価専門部会	産業技術研究所
農林水産評価専門部会	農林水産研究所

別表第2（第7条関係）

県民環境部	環境局	環境政策課長
保健福祉部	社会福祉医療局	保健福祉課長
	健康衛生局	業務衛生課長
経済労働部	産業雇用局	産業政策課長 企業立地課長
	産業支援局	産業創出課長
農林水産部	農業振興局	農産園芸課長 畜産課長
		森林局
	水産局	水産課長
教育委員会事務局	指導部	義務教育課長 高校教育課長
		総務調整課長 衛生研究課長 環境研究課長
産業技術研究所	企画管理部長	
	技術開発部長	
	食品産業技術センター長	
	繊維産業技術センター長	
	紙産業技術センター長 窯業技術センター長	

農林水産研究所	企画戦略部長
	農業研究部長
	果樹研究センター長
	畜産研究センター長
	林業研究センター長
	水産研究センター長